

東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計条例

平成 19 年 2 月 22 日

条 例 第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 209 条第 2 項の規定により、一般廃棄物（し尿を除く。）処理施設の建設及び管理運営のため次に掲げる特別会計を設置する。

東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。